

令和4年度財政援助団体（出資団体・補助団体）監査の結果について

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和4年度財政援助団体（出資団体・補助団体）監査結果を下記のとおり公表する。

令和5年1月4日

東京都北区監査委員 石 井 稔
 同 佐 藤 明 充
 同 渡 辺 かつひろ
 同 佐 藤 ありつね

記

1 監査日時、監査対象等

日 時	監査対象団体	所管課	会場
10月11日 (火)	9:30 【出資団体】 社会福祉法人 北区社会福祉事業団	地域福祉課	会議室
10月12日 (水)	9:30 【出資団体】 公益財団法人 北区文化振興財団	地域振興課	会議室
10月17日 (月)	9:30 【出資団体】 北区土地開発公社(1班)	契約管財課	委員室
	9:30 【出資団体】 公益財団法人 東京都北区体育協会(2班)	スポーツ 推進課	会議室
10月18日 (火)	9:30 北区職員互助会(1班)	職員課	委員室
	9:30 【出資団体】 一般財団法人 東京広域勤労者サービスセンター(2班)	産業振興課	会議室
10月24日 (月)	9:30 ワークハウスペガサス 第二ワークハウスペガサス(1班)	障害福祉課	委員室
	9:30 あい保育園王子 (2班)	保育課	会議室
10月25日 (火)	9:30 さくらさくみらい浮間 (1班)	保育課	委員室
	9:30 にじいろ保育園王子 (2班)	保育課	会議室

2 監査事項及び範囲

令和3年度及び令和4年度における財政的援助に係る事務の執行について監査した。

3 監査の主な着眼点

(1) 所管課

- ① 補助交付申請書の審査に不備な点はないか。
- ② 補助条件その他補助に関する契約内容は適正妥当であるか。
- ③ 補助金は適正に算定され、かつ補助目的から見て適当であるか。
- ④ 補助金の交付時期は適当であるか。
- ⑤ 交付団体に対する指揮監督は適切になされているか。
- ⑥ 社会情勢の変動等により補助の必要性が軽減しているものに対し、補助の打ち切り又は減額その他適当な措置が取られているか。

(2) 出資、補助金等交付団体

- ① 計画と実施内容は相違していないか。
- ② 補助の効果は十分に達せられているか。
- ③ 補助金はその目的に沿って効率的かつ確実に執行されているか。
- ④ 帳簿その他証拠書類は確実に整理されているか。
- ⑤ 会計経理は適正に処理されているか。
- ⑥ 補助金に対する実績報告書は、会計年度終了後速やかに提出されているか。

4 監査結果

出資団体及び補助団体に対する財政的援助に係る事務の執行について監査したところ、各団体における財務事務は概ね適正であると認められた。

なお、監査報告書に記載するに至らない事項については、財政援助団体に対し口頭により注意したので、速やかに対応されたい。